

令和7年度「三重県木造建築設計セミナー」業務委託仕様書

1 目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築分野では省エネ化に加えて、森林の炭素吸収と建物の炭素固定等の観点から木材利用の促進が期待されており、県ではこれまで木材利用があまり進んでいない店舗、学校、幼稚園・保育園の園舎、福祉施設、共同住宅などの非住宅や中大規模建築物での木材利用を進めています。

このような状況の中、令和7年4月1日から、建築基準法が改正され、都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等内において、平家かつ延べ面積200㎡以下を除く建築物は、構造によらず構造規定等の審査が義務化されました。

さらに、構造計算が必要な木造建築物の対象が拡大（延べ面積300㎡超）されるなど、今後は1級建築士だけでなく、2級建築士や木造建築士に対しても木造建築物の設計に関する知識の普及が必要です。

そこで、非住宅木造建築に必要な知識・技術を習得するためのセミナーを実施し、非住宅において木造建築の提案・設計ができる建築士の育成を図るとともに、公共施設の整備に関わる県、市町の担当職員においても木造建築の知識を普及することで、非住宅建築物の木造化を進め、県産材の利用拡大につなげます。

2 委託業務名

令和7年度三重県木造建築設計セミナー業務委託

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月18日（水）まで

4 業務概要

建築士及び公共施設の整備に関わる県、市町の担当職員を対象に非住宅建築物の木造・木質化に必要な知識・技術を習得するための講座を実施する。

5 講座内容

- ・建築士（一級建築士、二級建築士、木造建築士等）及び行政職員（営繕担当者、発注担当者等）を対象に、非住宅において木造建築物の実設計につなげるための知識・技術の習得を図る講座を開催する。
- ・「防耐火」、「耐久性」、「木構造」、「木材加工・流通」等、少なくとも6テーマの講座を開催すること。

6 委託業務の内容

（1）講座の運営

ア カリキュラムの作成及び講師の選定

5の講座内容に沿ったカリキュラムの作成及び講師の選定を行うこと。講師は、1テーマあたり1名を基本とするが、必要に応じて複数名とすることも可とする。なお、1テーマあたりの受講者数は、20名程度を想定している。

イ 講座会場及び日程の検討

森林・林業アカデミー棟での開催を基本とするが、内容に応じて別会場での開催も可とする。開催日程については、おおむね8月～1月の間とし、1テーマあたり半日～1日とする。なお、同日で複数テーマの講座を組み合わせて開催することも可とする。

ウ 講座内容の調整及び資料の作成

講師と講座内容を調整のうえ、講座資料を作成し、各講座実施日の7日前までに電子データで委託者に提出すること。

エ 当日の運営

講座の司会、進行、記録等当日の運営を行うこと。

オ 講座効果の検証

受講者にアンケート等を行い、講座効果の検証及び運営における改善点等の考察を行い、報告書として委託者に提出すること。

(2) 委託業務完了報告書の提出

各講座の実施内容、アンケート結果、成果等を取りまとめ、委託業務完了報告書として提出すること(冊子1部及び電子データ1部(CD-R等))。なお、具体的な実施内容及び日時等が確認できるものとし、報告書の様式は任意とする。

(3) 委託者と受託者の業務区分

本業務の役割分担は、別記のとおりとする。

(4) その他

- ・ 広報チラシを作成すること。サイズはA4両面、フルカラー、色数指定なし、コート紙、四六判 73.0kg 以上、部数は、1,500部とする。
- ・ 講師は、大学・短期大学等の教授、又はこれに準じる者に相当する者を選定することとし、謝金の上限は、12,000円/時間とする。
- ・ 受講者の情報(住所、氏名、年齢、所属、受講動機、出欠状況等)を個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って適切に管理すること。

7 その他

本仕様書に明示なき事項又は業務上疑義が生じた場合は、委託者と協議のうえ業務を進めるものとする。

別記

	事 項	委託者の役割	受託者の役割
1	講座の企画立案	講座内容の決定 講座スケジュールの決定 講師の決定	講座内容の提案 講座スケジュールの提案 講師の提案
2	講座運営に必要な調整	会場、備品の予約 講師への依頼文作成 関係団体への共催・後援・協力等依頼	講師との講義内容・日程の調整
3	受講生の募集	広報チラシの内容・デザインの決定 募集情報の掲載(県HP)	広報チラシ案制作・印刷 受講者募集 講座内容に関する質疑応答 受講者リストの作成
4	講座の運営	講師への謝金・旅費の支払 会場費の支払	当日の運営・司会・進行 テキスト等、講座資料作成・印刷 受講者の出欠管理 開催状況の記録 アンケート実施・集計・考察

上記に明記の無い事項に関しては、委託者、受託者間で協議を行い、双方協力して円滑な講座運営を目指す。